

# 緊急

大玉村新型コロナウイルス感染症対策中小企業等経営持続化繋ぎ交付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により

売上が昨年比 **30%** 以上減収した月が、

**1ヶ月** 以上ある、大玉村内で事業を営む

商工業者で **中小企業、小規模事業者、**

**個人事業者** に対して

上限 **30万円** を交付します

(交付率売上減少額の 2/3)

交付を受けるには、  
申請書のほか、令和元年並びに本年の月次売上が確認できる帳票等が必要です

## [対象事業者]

- ・ 中小企業等であって、村内に本店を置くもので、村内で事業を営んでいる者
- ・ 村内に住所を有する者で、村内で事業を営んでいる者
- ・ 事業収入が前年同月比で30%以上減収した月が1ヶ月以上ある者
- ・ 市町村税、国民健康保険税の滞納がなく、大玉村暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当しない者
- ・ みなし大企業でないこと

## [対象となる月]

- ・ 第1回目：令和2年2月～4月

## [申請書提出期限]

- ・ 第1回目：令和2年5月29日(金)

## [申請書提出先]

- ・ 大玉村商工会 玉井字星内70 TEL 0243-48-3931

詳しくは 大玉村役場産業課 TEL24-8096 / 大玉村商工会 TEL48-3931